

第17回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 6年10月28日(月) 午後 3時58分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 6年10月28日(月) 午後 3時58分
2. 閉会時間 令和 6年10月28日(月) 午後 4時24分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 13名
1番 北浦 守金 4番 稲田 勝 6番 林田 靖仁
7番 田浦 秀子 8番 尾崎 栄 10番 入江 敏昭
11番 森本 勝也 13番 北尾 健一郎 14番 祐田 久男
15番 林田 了星 16番 太田 武春 17番 金子 利範
18番 廣瀬 光徳
5. 欠席委員者の数 5名
2番 田上 豊 3番 森 浩則 5番 水本 正一郎
9番 松崎 慎太郎 12番 米田 公明 19番 村里 枝美子
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
安中 佐藤 幸平 池田 伊達 博明
7. 報告事項
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
8. 議案
第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第3号議案 非農地証明願について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について
第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について

議長

ただ今より、第17回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、19番 村里 枝美子 委員、2番 田上 豊 委員、3番 森 浩則 委員、5番 水本 正一郎 委員、9番 松崎 慎太郎 委員、12番 米田 公明 委員は、所要のため欠席と連絡がっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 3筆 5, 803平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集2ページ、1番に記載のとおりで、田 4筆 2,614平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、19,032.76平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、コンバイン 1台、移植機 1台、耕転機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たして

おります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、53年の農作業歴があります。妻と農業を営み、水稻・キャベツ・ブロッコリーを作付けし、自宅から1キロメートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

賃借人及び貸人は、議案集3ページ、1番に記載のとおりで申請地176平方メートルを借り受け、駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種居住地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。
申請地は……の一角にあり、宅地に囲まれています。
切土造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。
次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。
申出人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、昭和62年月日不詳頃から、宅地(住宅用地)として利用しています。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。
申請地は……の一角にあり、北側、東側、南側は宅地、西側は農地となっております。
現地を見ますと、宅地となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参り

ました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。
ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集4ページ、2番に記載のとおりで、平成11年月日不詳から雑種地(精米所用地及び狭小地)として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、甲……番……は、北側は道路、東側は雑種地、南側は農地、西側は道路となっております。

また、甲……番……は、北側は農地、東側、南側は雑種地、西側は道路となっております。現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集4ページ、3番に記載のとおりで、平成11年月日不詳から、雑種地(精米所用地)として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は里道、西側は農地となっております。

現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長(北浦 守金 会長)

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの4番について説明します。申出人は、議案集4ページ、4番に記載のとおりで、平成15年月日不詳から雑種地(駐車場)として利用されています。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は水路、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、雑種地となっております、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの4番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの5番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの5番について説明します。

申出人は、議案集4ページ、5番に記載のとおりで、平成12年月日不詳から宅地（農業用倉庫用地）として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第3号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は道路、東側、南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(…… 委員)

はい、議長。

議長

…… 委員どうぞ。

(…… 委員)

お尋ねします、農業用倉庫となっていますが、農業用倉庫は雑種地ではないのですか。倉庫が宅地ですか。

事務局

議長。

議長

事務局をお願いします。

事務局

倉庫も宅地となります。（建物が建っているなので、地目は宅地となります。）

（…… 委員）

はい、わかりました。

議長

他に、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3議案の5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの5番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

先月の総会時に、10月から変更するとしていましたが、第4号議案及び第5号議案については、変更前の様式による議案となります。

それでは、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから6ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 3件 14筆 10,104.52平方メートル、耕作権の再設定 1件 7筆 4,215.00平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集7ページに記載のとおりで、3件 6筆 4,239.00平方メートルです。

合計で7件 27筆 18,558.52平方メートルです。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

次に、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の8ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、21筆、14,319.52平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、48名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

次に、第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請について説明します。

議案集の9ページから12ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、80筆、80,691.18平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添③ 添付資料の1ページから4ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構に対する要請にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、

「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、35名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請については、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第17回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第17回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時24分